

認知症予防検討委員会の経緯および目的

本格的な高齢社会を迎え、要介護高齢者は増え続けており、認知症は要介護認定の原因疾患として、脳卒中や筋骨格系疾患と並んで大きな問題となってきた。

練馬区では、平成 15 年 4 月から 10 月末における認定調査結果から、要介護認定高齢者の 6 割になんらかの認知症の症状がみられ、本人の不安や家族介護の負担など社会的に大きな影響を及ぼしている。

平成 16 年度に実施された高齢者基礎調査によると、健康について知りたいことでは認知症予防が第一位(28.5%)になり、区内高齢者の関心の高さを示している。今後、早急に効果的な認知症予防事業を実施していく必要がある。

1 経緯

(1) 痴ほうケアシステム検討委員会(資料1参照)

区では、平成 16 年 4 月から「練馬区痴ほうケアシステム検討委員会」で、認知症予防について検討をした結果、平成 17 年度に認知症予防検討委員会を立ち上げ、啓発活動、人材の育成、認知症予防事業地域調査等を実施することになった。

認知症予防事業を進めていく際、密接に関連してくる認知症相談については、相談体制の確立、研修の充実、および医師による相談の充実などを図っていくことにした。

(2) 認知症予防検討委員会準備会

平成 17 年 3 月、認知症予防検討委員会に先立ち、「痴ほうケアシステム検討委員会」メンバーで構成する「認知症予防検討委員会準備会」を開催し、つぎのことを検討した。

東京都老人総合研究所「地域型認知症予防プログラム」の導入(内容・理由等)

練馬型認知症予防事業(平成 17 年度予算および事業概要、スケジュール案等)

平成 17 年度モデル地区の選定および認知症予防検討委員会設置内容

2 認知症予防検討委員会の設置目的

練馬区の高齢者が認知症予防への関心を高め、積極的に取り組めるような活動の展開やシステムづくりについて検討するため、下記の目的で設置した。

関連部署における「認知症予防」の認識の共有化

練馬区での効果的な「認知症予防」の展開方法の検討

関連部署の役割分担の明確化

3 検討課題

認知症予防事業の目的を達成するため、平成 17 年 4 月から下記の項目について検討した。

練馬型認知症予防事業（東京都老人総合研究所地域型認知症予防プログラムの導入等）
認知症予防事業地域調査
練馬区の認知症相談体制
認知症予防の啓発

検討の進め方

庁内関連部署が連携を図り総合的に検討する目的で、4 部 12 課の職員をメンバーとする検討委員会を設置した。なお、現場の実態を踏まえて具体的に検討するため、検討委員会の下に、庁内職員で構成する作業委員会と、区民（区民有識者 3 名と公募区民 6 名）で構成する「認知症予防地域懇談会」を設けて検討を進めた。

検討のまとめ

1 練馬区における認知症予防事業

（1）現状と課題

現状では、認知症予防教室などの講座が実施されているが、本人の意識啓発にとどまった内容となっている。また、認知症になるリスクの高い高齢者について、早期からの効果的な対応や、認知症予防を目的とした具体的な活動が不十分である。

軽度認知障害をもつ高齢者は、地域高齢者の約 2 割から 3 割を占めるといわれており、「認知症予防」の対象者と考えられる人数は多い。区民が「認知症予防」の方法を学んで、自立的な活動として取り組むことが求められている。

そのためには、地域で認知症予防を推進する役割を担う人材を、区民の中から育成していくことが必要である。

（2）検討の方向性

平成 17 年度は、検討委員会で認知症予防事業について検討するとともに、「認知症予防事業地域調査」を実施し、練馬区の実情に合わせ具体的な実施計画に反映させる。